

所得の種類

(1) 給与所得

勤務先から支払をうける給料、賃金、賞与等（アルバイト・パート収入を含む）を給与収入といいます。会社での役員報酬も給与収入に分類されます。その総額から、給与所得控除額を差し引いたものが、給与所得になります。また、特定の条件に該当する場合は、さらに所得金額調整控除額を差し引いたものが、給与所得になります。

$$\text{給与所得} = \text{給与収入} - \text{給与所得控除額} (\text{一所得金額調整控除額}) ※$$

※特定の条件に該当する場合のみ

○給与収入から給与所得を算出するための表（令和7年分の所得）

単位：円

給与収入			給与所得
0	～	650,999	0
651,000	～	1,899,999	給与収入 - 650,000
1,900,000	～	3,599,999	$* A \times 2.8 - 80,000$
3,600,000	～	6,599,999	$* A \times 3.2 - 440,000$
6,600,000	～	8,499,999	給与収入 $\times 0.9 - 1,100,000$
8,500,000以上	～		給与収入 - 1,950,000

* 給与収入が、1,900,000円から6,599,999円までの金額の場合、Aを求めてから所得計算をします。

A = 収入金額 $\div 4$ （割った後、千円未満の端数を切り捨てます。）

（例）給与収入が、2,386,999円の場合

① 給与収入を4で割る

$2,386,999 \text{円} \div 4 = 596,749.75 \text{円} \Rightarrow 596,000 \text{円}$ （千円未満切捨て）・・・ A

② 上の表の計算式より $596,000 \text{円} (A) \times 2.8 - 80,000 \text{円} = 1,588,800 \text{円}$

○所得金額調整控除

以下に該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除が控除されます。

1. 給与等の収入金額が850万円を超え、次のアからウのいずれかに該当する場合

ア. 特別障害者に該当する

イ. 年齢23歳未満の扶養親族を有する

ウ. 特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する

所得金額調整控除額 = (給与等の収入額 (1,000万円を超える場合は1,000万円) - 850万円) $\times 10\%$

2. 給与所得控除後の給与等の金額および公的年金等に係る雑所得の金額があり、給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額の合計金額が10万円を超える場合

所得金額調整控除額 = (給与所得控除後の給与等の金額 (10万円を超える場合は10万円)

+ 公的年金に係る雑所得の金額 (10万円を超える場合は10万円)) - 10万円

（注意）1. の控除がある場合は、1. の控除後の金額から2. を控除します。

（２）事業所得

事業による収入（売り上げ）からその収入を得るために直接かかった費用（必要経費）を差し引いた金額が事業所得となります。

事業所得は、次の２種類に分けて取り扱われます。

- ①営業等所得・・・製造業、卸売業、サービス業、建設業、そのほかの事業（医師、作家、保険外交員、自由業等）による所得
- ②農業所得・・・農作物の生産等から生ずる所得

$$\text{事業所得} = \text{収入金額} - \text{必要経費}$$

（３）利子所得

預貯金、社債、公債などの利子等による所得をいいます。なお、利子所得は住民税５％、所得税１５．３１５％（復興特別所得税を含む）の割合で差引き（現年の一律源泉分離課税）されますので、所得税、住民税の申告をする必要はありません。ただし、国外で支払われた預金等の利子など、国内で源泉徴収されないものなどは申告が必要です。

$$\text{利子所得} = \text{収入金額}$$

（４）配当所得

株式会社等の法人から受ける利益の配当、剰余金の分配等による所得をいいます。株式などを取得するために借り入れた負債の利子があれば、その分が必要経費になります。

$$\text{配当所得} = \text{収入金額} - \text{負債の利子}$$

配当所得には、申告を要するものと、申告不要のものがあります。申告を要する場合に、国内配当所得があれば、配当控除が適用されます。

申告不要のものについては、住民税５％、所得税１５．３１５％（復興特別所得税含む）の割合で差引き（現年の源泉分離課税）されます。

* 申告不要のものでも、総合課税を選択して申告すれば配当控除が適用されます。

（５）不動産所得

家賃や地代などの不動産の貸付等により生ずる所得をいいます。
修繕費、減価償却費、固定資産税などが必要経費にあたります。

$$\text{不動産所得} = \text{収入金額} - \text{必要経費}$$

（６）譲渡所得

①総合譲渡所得（土地・建物・株式など以外）

ゴルフ会員権、貴金属、骨董品等の資産を譲渡した場合の所得が対象です。

保有していた期間が５年を超える資産の場合は「長期譲渡所得」、５年以内の資産の場合は「短期譲渡所得」となります。

$$\text{譲渡所得} = \text{収入金額} - (\text{取得費} \cdot \text{譲渡費用}) - \text{特別控除額}$$

* 長期と短期に分けて計算します。

* 特別控除額は長期、短期あわせて５０万円を限度とします。

* 長期譲渡所得については、上記で計算した金額の１／２が課税の対象となります。

* 譲渡損失のうち他の所得との損益通算を適用することができない生活に通常必要でない資産の範囲に、ゴルフ会員権等が加わりました。（平成２６年４月１日以降に行う資産の譲渡等について適用）

* 家具、衣服などの生活に通常必要な動産（１個または１組の価額が３０万円以下）は課税されません。

②分離譲渡所得（土地・建物・株式など）

他の所得と分離して税額を計算します。（申告分離課税）

なお、上場株式等の譲渡所得のうち、申告不要となるものについては、住民税５％、所得税１５．３１５％（復興特別所得税含む）の割合で差引き（現年の源泉分離課税）されます。

（７）一時所得

生命保険の満期返戻金や解約返戻金、競馬や競輪の払戻金などの一時的な性質をもっている所得をいいます。

$$\text{一時所得} = \text{収入金額} - \text{必要経費} - \text{特別控除額}$$

* 特別控除額は、５０万円を限度とします。

* 一時所得は、上記で計算した金額の１／２が課税の対象となります。

(8) 雑所得

雑所得とは、給与所得、事業所得、利子所得、配当所得、不動産所得、譲渡所得、一時所得、退職所得、及び山林所得のいずれにも該当しない所得をいいます。

日本年金機構から支給される公的年金等は、雑所得に該当します。雑所得は①「公的年金等の雑所得」と②「その他の雑所得」に分けて計算します。

①公的年金等の雑所得

国民年金・厚生年金（基金）・公務員の共済年金、軍人恩給等の公的年金等による所得がこれにあたります。

$$\text{雑所得} = \text{公的年金等収入金額} - \text{公的年金等控除額}$$

公的年金等控除額は、公的年金等収入金額および前年の12月31日現在、65歳以上か未満かによって違います。

* 遺族年金、障害年金、軍人遺族年金等は課税の対象となりません。

②その他の雑所得

作家以外の方の原稿料や講演料、印税、放送出演料（営業所得としないもの）など他の所得にあてはまらないものがこれにあたります。また、年金という名称がついていても、生命保険契約などに基づく年金、損害保険料契約等に基づく年金など（私的年金）は、公的年金ではありませんので、こちらに該当します。

$$\text{雑所得} = \text{収入金額} - \text{必要経費}$$

(9) 退職所得

退職金、一時恩給等による所得をいいます。

$$\text{退職所得} = (\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$$

退職所得に対する住民税については、退職した年に他の所得と分離して、その年の1月1日に住んでいた市区町村で課税され、退職金等の支給時に差引き（特別徴収）されます。（現年分離課税）

ただし、以下の条件に該当する方については、確定申告が必要で、総合課税となります。

- 退職した年の1月1日に国内に住所を有しない方
- 常時2人以下の家事使用人のみに給与等を支払う人から退職金を受けた方
- 租税条約等により所得税の源泉徴収義務の無い給与支払者から退職金を受けた方

(10) 山林所得

山林の伐採による所得または山林を立木のまま譲渡したことによって生ずる所得をいいます。山林所得は他の所得と分離して税額を計算します。山林所得の税率は総合課税と同じ税率です。（市民税6%、県民税4%）

$$\text{山林所得} = \text{収入金額} - \text{必要経費} - \text{特別控除額}$$

* 特別控除額は、50万円を限度とします。